

発議第 17 号

労働者保護ルールの改正を行わないことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 10 月 7 日提出

提出者

流山市議会議員 藤井 俊行

賛成者

流山市議会議員 阿部 治正

〃 酒井 睦夫

労働者保護ルールの改正を行わないことを求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の担い手である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、日本経済・社会の持続的な成長のために必要だということは、ほとんどの政党が認めています。

しかし、いま政府内の一部で、「解雇の金銭解決制度」や解雇しやすい正社員を増やす可能性のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退に繋がりがねない議論がなされています。働く者の負担を招く労働政策は、政府が掲げる「経済の好循環」にそぐわず、経済を失速させ、地域社会の活力を削ぐおそれがあります。

また、政府内の一部において、労働政策の策定のあり方において、労使間の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。しかし、雇用・労働政策は、国際基準であるILOの三者構成原則に基づいて、利害関係者である労使と公益代表で構成される労働政策審議会において議論することが合理的です。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を要望します。

記

- 1 裁判で解雇無効の判決が出ても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入をしないことを検討する。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりがねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきであること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
内閣府特命担当大臣 (経済再生担当)	甘利	明	様
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	有村	治子	様

千葉県流山市議会

発議第18号

「ブラックバイト」から学生生活を守るための対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月7日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

「ブラックバイト」から学生生活を守るための対策を求める意見書

社会経済情勢や保護者の経済力を背景に、アルバイトをしながらも懸命に学生生活を送っている学生が数多くいる中で、「テスト期間も職場のシフトに入れられる」「正社員並みの過度な責任やノルマを課せられる」「自分で後任を探さないと辞めさせてもらえない」などの声が聞かれている。

メディアでも「急増！『ブラックバイト』」（「毎日」）「違法行為が横行し、学業に影響するほどの長時間労働を強いられるケースも」（「読売」）など取り上げられ、社会問題になっている。これらは、学生生活と大学教育にとって大きな支障であるだけでなく、日本社会全体にかかわる問題である。将来ある若者が、「ブラックバイト」で学業や生活を脅かされている現状を放置することはできない。

よって流山市議会は、政府に対して「ブラックバイト」から学生生活を守るため、以下の対策をおこなうよう求めるものである。

記

- 1 労働関係法令にもとづき、シフトの一方的な変更や押しつけ、サービス残業を是正すること。
- 2 相談窓口の開設や情報共有など、大学や労働基準監督署、厚生労働省等の取組みや連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
文部科学大臣	下村	博文	様
経済産業大臣	小淵	優子	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様

千葉県流山市議会

発議第19号

学校現場における教職員の増員等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月7日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 小田桐 仙

” 乾 紳一郎

学校現場における教職員の増員等を求める意見書

文部科学白書（平成25年度版）によれば、日本の1学級当りの児童生徒数は、OECD（経済協力開発機構）の平均を上回り、各国の中で最も多い国の一つとなっている。学級編成の基準は、アメリカが24人～31人、イギリスが30人となっている。一方、日本では1980年に40人学級が導入されて以来、2011年に小学校1年生に限って35人となったものの、あとの学年は都道府県の独自の努力に依存している。

OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS 2014年6月25日発表）によると、日本の教員の仕事時間は1週間で53.9時間となり、参加加盟国など34ヶ国中、唯一50時間を超え、平均の約38時間を大幅に上回り、最長となっている。

OECD調査を分析した専門家からは「いじめ問題や学力向上にとどまらず、特別支援教育、キャリア教育の充実、自転車の安全講習、インターネットや携帯電話へのマナー教育などなど児童生徒の生活面も含めた指導、虐待や家庭内暴力など複雑・多様化する家庭の問題解決さえも学校へ持ち込まれている」「指導方法も教員が一方向的に教える従来型ではなく、『生徒が主体的に学べる授業』への転換も求められるが、多忙な日々におわれ、研修を積み、指導力を磨きづらい」と指摘されている。

よって政府においては、日本は、国内総生産（GDP）に対する公的教育費（国や自治体が教育に支出する金額）の割合がOECD加盟国中最低となっていることを真摯に受け止め、学校現場における教職員の増員等を大幅に改善するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	下村	博文	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第20号

消費税10%増税の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月7日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

消費税10%増税の中止を求める意見書

内閣府が8月13日に発表した2014年4月～6月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.7%減、年率換算で6.8%減の大幅な落ち込みとなった。マイナス幅は、四半期GDPとしては、東日本大震災時（11年1月～3月期6.9%減）に次ぎ、過去20年間で5番目の大きさを、消費税率を3%から5%に引き上げた直後、1997年4月～6月期の年率3.5%減をはるかに上回る深刻さである。

特に個人消費は、統計上で比較可能な1994年以来20年間で最大の悪化となっており、国民生活に明るい兆しが見えていないと思われる。

この要因は様々あるが、来年10月からの消費税10%増税については、その是非を今年末までに安倍首相が決定するとしており、国民生活や日本経済に取り返しのつかない深刻な影響を及ぼしかねない。

よって政府に対し、消費税10%増税は中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
総務大臣	高市	早苗	様
経済産業大臣	小淵	優子	様
財務大臣	麻生	太郎	様

千葉県流山市議会

発議第 2 1 号

集団的自衛権行使を容認する閣議決定に対し、撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 1 0 月 7 日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 小田桐 仙

集団的自衛権行使を容認する閣議決定に対し、撤回を求める意見書

そもそも、集団的自衛権の行使について、必要最小限度の範囲を超え「憲法上許されない」とのこれまでの公式見解は、戦後、思想信条、立場や考え方は異なる政党会派が、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会において、幾重にも審議を重ね、積み上げてきた歴史と到達の上に立ったものである。

一方で、私たち千葉県流山市議会は、1987年1月1日に平和都市宣言をした自治体の市議会として、本年6月議会において、「集団的自衛権の憲法解釈に慎重な協議を求める意見書」を全会一致で可決し、地方自治法に基づき政府に提出した。

しかし残念ながら、7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をおこなった。決定内容はもちろんのこと、その手法も含め、歴代自民党政権下でも、自公政権下でも見られなかった異質さが際立っている。

外交や近隣諸国との関係性、日米安保への考え方は様々あるが、慎重さを欠いたまま、あまりに特異で異質な方向へ国づくりのかじを切ることは、立憲主義や議会制民主主義を否定し、日本が民主主義国家であることの基盤を失わせかねない。

よって政府に対し、以下のことを強く求める。

記

1 集団的自衛権行使を容認する閣議決定については撤回すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
外務大臣	岸田	文雄	様
防衛大臣	江渡	聡徳	様

千葉県流山市議会

発議第 2 2 号

集団的自衛権行使を可能にする関連法整備などを行わないよう
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定
により提出します。

平成 2 6 年 1 0 月 7 日提出

提出者

流山市議会議員 阿部 治正

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

” 徳増 記代子

” 小田桐 仙

” 乾 紳一郎

集団的自衛権行使を可能にする関連法整備などを行わないよう求める意見書

7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定の後、政府与党は、その行使を可能にするための関連法の整備を、秋の国会において行うとしていた。しかしいま、関連法整備は、来春の国会に持ち越す姿勢だと伝えられている。

その背景には、集団的自衛権の行使について国民的合意が得られたとは言えない事情があり、政府自身もそのことを認めざるを得ない状況がある。

閣議決定そのものが、慎重な協議を十分に尽くした上で行われたとは思えないこと。外交や防衛の専門家からも、外交・防衛政策上も問題を胎んでいるとの声があがっていること。多くの法律家が、憲法の掲げる平和主義に対してだけではなく、立憲主義の原則に照らしても問題が多いと指摘していること。何よりも、多くの国民が、果たして本当に国益にかなっているのか、国民の安全を守ることに資するのかどうかについて不安や疑問を抱えたままにしていること。こうしたことが、秋の国会での関連法整備に二の足を踏ませている、主な事情であると考えられる。

しかし、関連法整備は先送りにされつつも、他方で安倍政権は、集団的自衛権の行使を可能にさせるための様々な既成事実づくりを押し進めているようにも見える。

先の国会が閉会した後、安倍首相は諸外国を訪問し、集団的自衛権行使を含意する「積極的平和主義」のアピールを行っている。また閣議決定後の自衛隊の訓練や演習において、集団的自衛権行使を念頭に置いた展開が為されている。日米間で協議が進んでいる「新ガイドライン」(防衛協力指針)が集団的自衛権対応型にリニューアルされようとしている。国の来年度予算の編成を睨みながら、防衛予算に海外作戦用の武器や装備の調達要求を行う動きなども伝えられている。

こうした一連の既成事実づくりとも見える動きは、国民の理解を得るといって、大いに問題を胎んでいる。いま、政府に何よりも強く求められているのは、安保健衛政策についての国民的合意を得るための議論を、仕切り直すための勇気である。集団的自衛権行使容認の閣議決定は、慎重にして十分な協議を経てなされたものではなかったことを確認し、問題をもう一度、国民的議論の土俵の上に戻すことである。

以上のような実状を踏まえ、政府においては、こうした既成事実づくりととられる動きをやめるとともに、来春の国会に向けて進められている拙速な関連法整備に向けての取り組みを中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年年10月7日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
防衛大臣	江渡	聡徳	様
外務大臣	岸田	文雄	様

千葉県流山市議会